公立鳥取環境大学紀要編集委員会規程
平成２９年４月１日
公立鳥取環境大学規程第１４号

（趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運
営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）学長が指名する学部の専任教員 各学部２名
（２）その他学長が必要と認める者

（任期）
第３条 前条各号に掲げる委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２ 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第４条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
２ 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。
３ 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（副委員長）
第５条 委員会に副委員長を置くことができる。
２ 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
３ 前条第３項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理す
る。

（定足数及び議決）
第６条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
２ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議及び実施事項）
第７条 委員会は、次の事項について審議及び実施する。
（１）公立鳥取環境大学紀要発行要綱（以下「発行要綱」という）及び公立鳥取環境大学紀要執
筆要領（以下「執筆要領」という。）の改廃に関すること
（２）紀要の発行に係る手順、方法及びスケジュールの決定並びに予算立案に関すること
（３）紀要の投稿に係る募集、受付及び審査結果等の通知に関すること
（４）発行要綱及び執筆要領に則した投稿原稿の確認及び校正等に関すること
（５）投稿者（共著の場合は、その代表投稿者）及び査読者との諸調整（査読者の選定及び査読
依頼を含む）に関すること
（６）紀要の発行に関連する事項で、学長から諮問された事項
（７）その他、紀要の発行に関連する事項で、委員長が必要と認めた事項

（報告）
第８条 委員長は、第７条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

（構成員以外の出席）
第９条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）
第１０条 委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

（委任）
第１１条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年規程第１７号）
 この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年規程第２８号）
 この規程は、令和２年４月２８日から施行する。

 附 則（令和５年規程第１０号）
 この規程は、令和５年４月１日から施行する。